

老人保健施設さわやか荘のご案内

..... 介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書

あなた様に老人保健施設さわやか荘の介護予防短期入所療養介護サービスを提供するにあたり、厚生労働省令に基づいて、次のとおり説明します。

1 . 介護保険証等の確認

当施設のサービス内容を説明し、入所利用同意書を提出していただくにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2 . 施設の概要

- (1) 施設名 老人保健施設 さわやか荘
- (2) 開設年月日 平成10年 5月 1日
- (3) 所在地 香川県さぬき市津田町津田2207
- (4) 電話番号 0879-42-1150 FAX 0879-42-1153
- (5) 管理者名 施設長 西田 正己
- (6) 介護保険事業所番号 3751180047
- (7) 事業者 社会福祉法人津田福社会（理事長 渡邊 三洋）

3 . 施設の目的と運営方針

介護老人保健施設である当施設は、看護、医学的管理下での介護、リハビリテーション等に合わせ日常生活上のお世話等のサービスを提供することにより、入所者の能力に応じて自立した日常生活ができるようになることを目指すとともに、在宅療養環境の調整等退所時の支援も行って、可能な限り家庭での生活にもどることができるように支援することを目的としています。

この目的を達成するため、次のような運営方針のもとに業務を行います。

ご利用者の人権を守り、ノーマライゼーションを推進します。

ご利用者とそのご家族の意思を尊重し、生活の質的向上、自立支援につとめます。

ご利用者の安全、安楽、安心をはかり、行きとどいたサービスを行います。

ご家族との連携をつよめ、地域に開かれた施設運営をすすめます。

いつも明るい笑顔であいさつ、声かけをし、家庭的雰囲気のあるさわやか荘をつくります。

4 . 職員体制

* 医師	非常勤		2名
* 理学療法士	常勤	リハビリテーション業務	3名(1名兼務)
* 作業療法士	"	リハビリテーション業務	3名
* 看護職員	"	看護師・准看護師(夜勤等交替制勤務)	11名
* 介護職員	"	介護福祉士・初任者研修修了(夜勤等交替制勤務)	27名
* 介護支援専門員	"	社会福祉士・介護福祉士・作業療法士	4名
* 栄養士	"	管理栄養士	1名
* 支援相談員	"	社会福祉士・介護福祉士	4名(2名兼務)
* 事務職員	"	社会福祉士・介護福祉士・初任者研修修了	4名
* 清掃職員	"		3名

5 . サービス内容

- (1) 施設サービス計画（施設ケアプラン）の作成、それに従ったケアの実施。
- (2) 食事サービス（糖尿、腎臓、肝臓等特別食サービスを含む）
- (3) 入浴サービス（一般浴、車椅子浴、ストレッチャー浴）
- (4) 診察、体調管理、看護
- (5) リハビリテーション（機能訓練、レクリエーション等）
- (6) 相談援助サービス（入所、外泊、外出、退所時の支援）
- (7) 介護保険関係その他行政手続等の代行
- (8) ご利用者のご希望による洗濯（有料）
- (9) ご利用者のご希望による理容（有料）

6 . 入所定員等

- (1) 入所定員 80名
- (2) 療養室数 従来型個室 1 12室 従来型個室 2 10室
多床室（4人部屋）7室 多床室（2人部屋）15室

7 . 入所後の療養室の変更

入所後の療養室・ベッドの変更につきましては、病状の急変および進行や介護サービスの提供に支障をきたす場合には、施設側で変更を決めさせて頂く場合があります。

8 . 利用料（利用者負担額）

別紙「介護老人保健施設さわやか荘 入所利用者負担金」のとおり

9 . 協力医療機関等

- | | | |
|----------|---------|-------------------|
| * 協力総合病院 | さぬき市民病院 | さぬき市寒川町石田東甲387番地1 |
| | 阪本病院 | 東かがわ市川東103番地1 |
| | 岡病院 | さぬき市志度1562番地 |
| * 協力歯科医院 | 合田歯科医院 | さぬき市津田町津田922-2 |
| | しん治歯科医院 | 高松市牟礼町原620-31 |

10 . 施設入所者の規律

入所者は、施設ケアプラン等で定められた日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、お互いの親睦につとめます。

入所者は、診察、薬の服用、機能訓練等について、担当職員の指示どおり行います。

入所者は、喫煙、火気の使用、外出、外泊等を行うときは、必ず担当職員の許可を得ることとします。

入所者は、職員と協力して、施設内の清掃、整頓、環境衛生の向上に努めます。

入所者は、みだりに大声を出したり、口論、飲酒等を行いません。

入所者は、施設に多額のお金を持ち込んだり、金品の貸し借り等を行いません。

入所者は、施設内で、営利行為、宗教勧誘、政治活動、贈答等を行いません。

1 1 . 要望又は苦情等の受付

当施設は、ご利用者及びその扶養者からの当施設のサービス全般に関する要望、苦情等を受付け、適切な対策を講じます。

正面玄関に「苦情受付箱」及び用紙を備え付けていますので、投函による申し出も受付けます。

受付窓口は、支援相談員及び事務職員です。口頭及び電話での要望又は苦情を受付けます。

苦情・相談受付窓口担当者 西田 正己 荒川 和也 三好 建仁

TEL (0879) 42 - 1150 FAX (0879) 42 - 1153

上記の当施設受付窓口以外に、第三者委員等に対して、口頭、電話、郵便等で苦情や要望を申し出ることが出来ます。

* 津田福祉会評議員 村上 雅幸 連絡先(0879)42-5656

* 津田地区民生児童委員 國方 光廣 連絡先(0879)42-5031

* 香川県国民健康保険団体連合会 TEL 087-822-7453

* 香川県長寿社会対策課 TEL 087-832-3266

* さぬき市介護保険課 TEL 0879-52-2519

申し出のあった要望又は苦情については、「さわやか介護サービス 苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情受付担当者が苦情受付書に記録し、苦情解決責任者に報告し、苦情を受け付けた日から起算して、15日以内にその改善方法等について苦情申し出人と話し合いを持ち、速やかに改善に努めます。

苦情解決結果は、個人情報に関するものを除き、事業報告書、広報誌等に実績を掲載し、公表します。

1 2 . 事故発生の対応

施設サービス提供中に事故が発生した場合、施設は速やかに関係行政機関、入所者家族等に連絡を行います。

事故発見者は、速やかに医師に報告し、医師の指示に従って、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

事故が生じた際には、事故報告書をもとに、その原因を解明し、できるだけ早く入所者家族等に説明します。また、再発生を防ぐための対策を講じます。

事故発生により、施設の責に帰すべき事由によって入所者が損害を受けた場合、施設はその損害を賠償します。

1 3 . 虐待防止について

事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対して必要な研修を実施します。

1 4 . ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

利用者または家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。